住所　千葉県成田市飯田町143番地134
マリー・アンジャネット・カストロ・スズキ
平成4年1月2日生
住所　千葉県成田市御所の内6番地7
マリビ・ボビオコ・カストロ　平成5年9月30日生
住所　千葉県山武市小松1525番地3
崔善美　昭和38年5月22日生
住所　東京都足立区千住4丁目24番14号
姜秀子　昭和27年6月1日生
住所　東京都荒川区荒川1丁目50番18―504号
呉徳勲　昭和57年11月26日生

○法務省告示第四百六十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年九月十一日　法務大臣　上川　陽子

第二号イの表株式会社都筑製作所の項中「機械加工」の下に「、機械検査」を加え、同表に次のように加える。

協和工業株式会社	機械加工
神奈川県川崎市麻生区下麻生二丁目四番十五号	

第二号ハの表に次のように加える。

松岡株式会社	機械加工
山形県酒田市字仲町二十番地	
株式会社吉村鋼材	機械加工
大阪府大阪市港区波除六丁目二番三十一号	

○法務省告示第四百六十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十一日　法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社三国建設	東京都江東区森下一丁目五番十号	配管
株式会社社下山合金鋳造所	東京都目黒区下目黒二丁目五番十三号	鋳造
熊谷製麺株式会社	長野県松本市渚四丁目二番十号	製麺作業

○法務省告示第四百六十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十一日　法務大臣　上川　陽子

住所　東京都葛飾区金町3丁目2番2―401号
呉孝金　平成元年11月3日生
呉美琪　平成26年4月30日生
住所　東京都世田谷区羽根木2丁目5番29号
裵鎭男　昭和25年12月16日生
住所　東京都足立区江北1丁目14番10―203号
金優子　昭和58年8月7日生
住所　岐阜県可児郡御嵩町中2646番地13
孫秀菊　昭和56年2月24日生
住所　東京都府中市紅葉丘1丁目38番地8
ジョサ・マルチネス・ハマツ　昭和60年6月14日生

○法務省告示第四百六十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十一日　法務大臣　上川　陽子

第二号の表ホリー株式会社の項中「東京都江東区富岡二丁目九番十一号」を「東京都中央区日本橋三丁目十番五号」に改める。

○法務省告示第四百六十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十一日　法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

下前海産	養殖業
広島県江田島市江田島町宮ノ原二丁目二十四番五号	
株式会社川廣	加熱性水産加工食品製造業
山口県岩国市由宇町由宇崎六番十三号	

○法務省告示第四百六十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十一日　法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

サカモト産業株式会社	東京都北区王子二丁目二十二番五号	仕上げ
株式会社丸伸木型製作所	愛知県安城市和泉町大海古二番地十五	鋳造
株式会社中山合金鋳造所	兵庫県神崎郡福崎町西治九百八番地二	ダイカスト

○法務省告示第四百七十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十一日　法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

中央鋼材株式会社	大阪府大阪市住之江区南港東八丁目一番九十一号	溶接
瑞穂工業株式会社	島根県邑智郡邑南町下田所九十三番地の一	溶接

○法務省告示第四百七十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十一日　法務大臣　上川　陽子

第二号の表ホリー株式会社の項中「東京都江東区富岡二丁目九番十一号」を「東京都中央区日本橋三丁目十番五号」に改める。

○法務省告示第四百七十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十一日　法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社望月鉄工所	静岡県富士宮市山宮三千七百五十六番地の百二十七	鉄工